

函館市監査公表第6号

函館市長から、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年8月18日

函館市監査委員 小 野 浩

函館市監査委員 本 間 裕 邦

函館市監査委員 金 澤 浩 幸

函館市監査委員 池 亀 睦 子

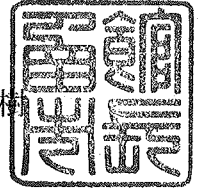


函 企 画

令和3年(2021年)7月26日

函館市監査委員 様

函館市長 工藤 壽樹



令和2年度(2020年度)包括外部監査の結果に基づく措置の
通知について

令和3年(2021年)3月30日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

令和2年度（2020年度）包括外部監査の結果に基づく措置
（特定の事件名 補助金等に関する事務執行状況について）

1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告 書ペ ージ	措置の内容
企画部計 画推進室 政策推進 課	<p>道南いさりび鉄道株式会社経営安定化補助金について 適正な会計処理がされていない決算書である。</p> <p>道南いさりび鉄道株式会社経営安定化補助金交付要綱に規定されている「派遣されている職員の人件費に充てられる収入」や、連動する「派遣されている職員の人件費」の同額費用充当が、確認できない決算書の構成である。また、派遣職員全員に関する収入と支出の確認資料がない。</p> <p>。 経理を明朗化するため経理に精通した専門家に相談して改善させること。</p>	28	補助対象経費の算定において、「派遣されている職員の人件費に充てられる収入」および「派遣されている職員の人件費」を控除していることが明確となるよう、記載内容を改めるとともに、派遣職員の人件費に係る確認資料を添付してまいります。

令和2年度（2020年度）包括外部監査の結果に基づく措置
（特定の事件名 補助金等に関する事務執行状況について）

2 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告 書ペ ージ	措置の内容
企画部国際・地域 交流課	<p>ロシア極東連邦総合大学函館校支援補助金について</p> <p>法的整備の面では、平成29年の要綱で、一步前進したと評価できるが、高額な補助金支出が継続していることから、重要な案件として、見直し終期にとらわれずに、毎年、終期と同様の見直しが必要である。</p> <p>また、学校施設の無償貸与や施設維持や修繕費用を函館市が負担する場合の効果として、補助金を受けたのと同じ、経済的に負担しない効果があるといえる。</p> <p>交付先が補助金対象として支出し、これを函館市が補助金として交付すべき性質のものは、計算に含めるべきか否か、改訂時期には、必ず、検討結果がわかるよう、記録を残す必要がある。</p>	24	<p>学生数が定員を下回り、厳しい経営が続いているが、学生数確保の取り組みや事業収入確保のほか、経費節減に努めるなど経営改善に向けた取り組みが認められることから、引き続き経営状況を注視しながら、指導、助言等を含めた必要な支援を行うなど、適切に対応してまいります。</p>
企画部計画推進室 政策推進課	<p>道南いさりび鉄道株式会社経営安定化補助金について</p> <p>補助金で税負担することの是非について。</p> <p>各期の純資産額に変動がなく、結果として、国税・道税・市税・町税のすべてを補助金で負担していることになる。</p> <p>赤字会計でも法人道市民税の税金約8万円は最低かかり、本件の法人の場合、法人道市民税の法人均等割額は、資本金が高額なので61万円と想定される。</p> <p>もちろん全国の一般法人が赤字会社でも負担するのが法人均等割であるから、実質的に見て、補助金という手法で免税しているのはおかしいと考える。</p> <p>算入することが適切ではない「税負担部分」について、補助金対象額から除くことができる要綱や交付基準にするなどの改定が必要である。</p>	28	<p>法人税等について税負担することにつきましては、開業前に北海道と沿線市町で構成する協議会により作成した経営計画において、開業後10年間の資金手当として、税金も含む形での赤字分について、道と沿線市町からの補助金を充当することとしているところであり、路線維持に必要な負担と考えております。</p>

<p>企画部計画推進室 政策推進課</p>	<p>道南いさりび鉄道株式会社経営安定化補助金について</p> <p>要綱や補助金の開始時と状況が大きく変化した時の対処について</p> <p>補助金交付先が始めた売店事業は鉄道会社の中の科目に該当しないものとするが、広義に捉え、営業外収入経費とした場合に売店の赤字を補填することが、路線維持のためと言えるのか、状況に応じた要綱等の改正が必要である。</p> <p>また、交付先は、消費税の課税事業者で、税抜経理を採用しているため、今後、補助金交付の際に、消費税に関する確認の必要性がある。</p>	<p>29</p>	<p>売店事業については、自動券売機対応や定期券販売等の対応が可能となり、利用客へのサービス向上が図られるほか、営業面・広告面も含め幅広いメリットが期待できるなど、路線維持に必要な事業と考えております。</p> <p>また、消費税に関しては交付申請の際、関係書類により消費税の適正処理に係る確認を行うことで適切に対応してまいります。</p>
---------------------------	---	-----------	--